

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定したいので、長崎市プロポーザル方式実施要綱（平成21年長崎市告示第156号）第11条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年6月6日

長崎市長 鈴木史朗

1 業務の概要

- (1) 件名 「長崎のWA!」等プロモーション展開業務委託
- (2) 業務内容 「長崎のWA!」等プロモーション展開業務委託に係る説明書（以下「説明書」という。）による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 履行場所 指定場所
- (5) 予算額 10,307,000円（消費税相当額を含む。）

2 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項に該当しないと認められる者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿の「広報・宣伝・広告」及び「行事の企画・運営・設営」の業種に登録があり、かつ、地域区分が市内、認定市内又は準市内として登録がある者であること。
- (3) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定され、又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (6) 本案件に参加しようとする者のうちに資本・人的関係がある者が含まれていないこと。
- (7) 委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。
- (8) 令和2年4月から令和7年3月末までに完了した業務で、本業務と同種業務（地方自治体、企業・団体等の魅力発信に関するプロモーション業務又はそれに類するもの）の履行実績がある者であること。

3 説明書等の交付期間、場所及び方法

説明書は、本市ウェブサイトからダウンロードして取得すること。ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次のとおり書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は、事前に長崎市企画政策部広報広聴課まで連絡するものとする。

(1) 説明書の交付期間

公告日から令和7年6月16日(月)までの午前9時から午後5時30分まで(ただし、長崎市の休日を定める条例(平成5年長崎市条例第35号)第1条第1項に規定する休日を除く。)

(2) 説明書の交付場所

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号(8階)

長崎市企画政策部広報広聴課(担当 亀本、山下)

電話 095-829-1114

4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加表明書(第1号様式)

イ 担当者連絡先(様式ア)

ウ 令和2年4月から令和7年3月末までに完了した業務で、本業務と同種業務(地方自治体、企業・団体等の魅力発信に関するプロモーション業務又はそれに類するもの)の履行実績がある者であることを証する書類(契約書及び仕様書等内容が確認できる書類。写し可。)

(2) 提出期限

令和7年6月17日(火)午後5時必着(提出期限内に3(2)の場所に到達していること。)

(3) 提出方法

本案件に参加しようとする者は、アからウまでの書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)により提出すること。なお、電子メール及びFAXによる提出は受け付けないので留意すること。

5 提案資格の確認及び提案書の提出要請

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書(第2号様式)により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書(第3号様式)により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書(第2号様式)により通知するものとする。

通知予定日 令和7年6月18日(水)

6 説明書等に対する質問に関する事項

(1) 受付方法

説明書等に対する質問は、質問書(様式ク)に記載の上、電子メール又はFAXにより下記(3)に送信すること。併せて、その旨を電話により連絡すること。

なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 受付期間

公告日から令和7年6月17日（火）午後5時必着

(3) 質問書送付先及び連絡先

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号（8階）

長崎市企画政策部広報広聴課（電話 095-829-1114）

FAX 095-829-1115

E-Mail kouhou@city.nagasaki.lg.jp

(4) 質問に対する回答

令和7年6月19日（木）までに質問を取りまとめ、質問回答書（様式ケ）により提案資格を満たす者すべてに直接電子メール又はFAXで回答する。

ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方がよいと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出

(1) 提出書類

説明書6（1）のとおり

(2) 提出期限

令和7年7月17日（木）午後5時必着（提出期限内に上記3(2)に到達していること。）

(3) 提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）により提出すること。なお、電子メール及びFAXによる提出は受け付けないので留意すること。

8 ヒアリング

提出された提案書について、提案者から説明を受けるためにヒアリングを行う。

(1) 実施予定日 令和7年7月24日（木）

(2) 出席者5人以内（リモート参加者含む。）とする。

(3) その他

ヒアリング用の機材は提案者で用意すること。ただし、ヒアリングに必要なスクリーン及び投影機、HDMI ケーブルは本市で用意する。また、説明は事前に提出された提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。事業の提案のほか、実施体制についても説明を行うこと。また、説明書6（1）「12 自由提案」については、提案のどの箇所が該当するかを明確に説明すること。

なお、気象状況等に応じてテレビ会議方式等でヒアリングを行う場合がある。

9 受託者の決定・非決定に関する事項

(1) 提出された提案書及びヒアリングを基に、特定審査委員会は、最も優れた者を受託候補者として特定する。

ア 評価基準

評価項目	提案書類	評価の視点・判断基準	配点	
組織評価	履行実績	業務実績等調書 (様式フ)	令和2年4月から令和7年3月末までに完了した業務について評価する。 過去5年間の同種の業務実績がどの程度あるか、件数だけでなく、実績の内容が本業務にふさわしいかを総合的に評価する。 ※同種業務実績とは、地方自治体又は企業・団体等の魅力発信に関するプロモーション業務又はそれに類するものをいう。 5点：同種業務実績（内容・成果が本業務と同規模又はそれ以上の規模）が5件以上ある。 4点：同種業務実績が3件以上5件未満ある。 3点：同種業務実績が3件未満である。	5
	※実施体制	業務実施体制 (様式イ) (様式エ)	業務に応じた担当者の配置や構成が明確であり、迅速で柔軟な対応が可能かどうか等を総合的に評価する。（ヒアリング時の説明も踏まえて判断） 10点：担当者の配置や構成が明確であり、迅速でかつ柔軟に業務実施できる体制がとられている。 8点：担当者の配置や構成が明確であり、迅速もしくは柔軟に業務実施できる体制がとられている。 6点：担当者の配置や構成が明確であり、最低限、業務実施できる体制がとられている。 4点：担当者の配置や構成が明確であるが、業務実施において体制にやや不安がある。 0点：担当者の配置や構成が明確でなく、確実な業務実施ができない恐れがある。	10
実施方針等評価	業務理解度	業務等の実施方針 (様式ウ又は任意様式)	長崎市の現状を踏まえた本業務の目的、コンセプト、内容の理解度を評価する。 15点：長崎市の現状を踏まえた本業務の目的、コンセプト、内容を十分に理解している。 12点：長崎市の現状を踏まえた本業務の目的、コンセプト、内容を概ね理解している。 9点：長崎市の現状を踏まえた本業務の目的、コンセプト、内容を最低限理解している。 6点：長崎市の現状を踏まえた本業務の目的、コンセプト、内容のいずれかにおいて理解不足である。 0点：長崎市の現状を踏まえた本業務の目的、コンセプト、内容のすべてにおいて理解不足である。	15
	実施手順	業務等の実施手法 (様式コ又は任意様式)	(1) 業務実施手順を示すフローの妥当性が高い場合、(2) 業務実施のスケジュールの妥当性が高い場合に評価する。 5点：(1)、(2)のいずれにも該当する場合 3点：(1)、(2)のいずれかに該当する場合 0点：(1)、(2)のうち、いずれにも該当しない場合	5
提案内容評価	広報戦略性及び全体計画	任意様式	市が提供したシティプロモーション戦略及び事業者が用意する論理的な根拠やデータに基づき、今年度及び次年度を見据えた戦略的で効果的なプロモーション展開の全体計画となっているかを評価する。特に次年度を見据えた戦略については、今年度のプロモーションの認知度及び長崎市への愛着度分析を踏まえた提案が可能な考え方となっているかを評価する。 10点：非常に優れている。 8点：優れている。 6点：標準的である。 4点：やや劣っている。 2点：劣っている	10
	広報・周知	任意様式	シティプロモーションの周知・浸透やイベントの集客のために、効果的な媒体選択・広告量等となっているかについて評価する。 15点：非常に優れている。 12点：優れている。 9点：標準的である。 6点：やや劣っている。 3点：劣っている	15
	ウェブサイト更新	任意様式	ウェブサイトのコンセプトを理解した上で、魅力的なコンテンツの更新が期待でき、閲覧者の興味関心を引くことが期待できる提案となっているかを評価する。 10点：非常に優れている。 8点：優れている。 6点：標準的である。 4点：やや劣っている。 2点：劣っている	10
	イベント開催	任意様式	話題性や拡散性があり、当該業務の目的の達成に効果が期待できる魅力的な提案となっているかを評価する。 10点：非常に優れている。 8点：優れている。 6点：標準的である。 4点：やや劣っている。 2点：劣っている	10
	自由提案	自由提案 (任意様式)	話題性を高めたり、多くの人の興味や関心を高めたりするような、シティプロモーションの効果を高める魅力的な提案であるかを評価する。 10点：非常に優れている。 8点：優れている。 6点：標準的である。 4点：やや劣っている。 0点：自由提案なし	10
	参考見積	業務コストの妥当性	参考見積 (様式オ)	業務規模と大きく乖離がないか等、業務コストの妥当性について評価する。 ・予算額(10,307,000円)を0点とし、予算額の85%を下限として、提案額が15万円低くなるごとに1点を加算する。 ・予算額の85%を下回った場合は0点とする。 ・予算額を超える場合は、審査の対象としない。 【計算式】 (予算額(10,307,000円)－提案額)÷150,000円 ※最大10点満点、小数点第1位を切り捨て
合計			100	

●「※」の評価項目はヒアリング実施時に審査する。

※合計点が最も高い者が複数いる場合は、最も高く評価した委員の数が多かった提案者を受託候補者とする。さらに、その委員の数が同数の場合は、参考見積の金額が最も低い者を受託候補者とする。さらに、その参考見積金額が同額であった場合は、くじにより受託候補者を特定する。

※実施方針等評価の「業務理解度」「実施手順」いずれかの項目で出席委員全員の評価が0点のものがある場合、または出席委員全員の評価の合計点が満点の2分の1未満の場合は当該企画を失格とする。

イ 特別審査委員会の委員名は、次のとおりとする。

区分	所属	役職名	氏名
委員長	企画政策部	部長	日向 淳一郎
委員	都市経営室長	室長	中里 昌弘
委員	長崎創生推進室	主事	森 恒基
委員	産業雇用政策課	主事	白坂 雄馬
委員	観光交流推進室	主事	原口 葉月
委員	子育てサポート課	保健師	本村 清奈
委員	住宅政策室	技師	呉林 敬介
委員	広報広聴課	主事	佐藤 智美

(2) 決定及び非決定結果の通知

特定審査委員会による提案書及びヒアリングの評価結果を基に、最も優れた者を受託候補者として特定する。特定審査委員会からの報告に基づき、受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出したすべてのものに対し、令和7年7月28日(月)(予定)に通知する。

(3) 決定された受託者と、長崎市契約規則に基づき業務委託契約を締結する。

なお、契約内容(仕様書等)については、提案内容を基に決定する。また提案時に参考見積りを徴収している場合にあっても、契約締結にあたっては、あらためて本見積書を徴収する。

10 契約締結予定日 令和7年8月4日(月)

11 契約書の作成の要否 要

12 その他

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例(平成13年長崎市条例第28号)に基づき、開示することがある。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- (7) 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
 - ア 提案資格を満たさないこととなった場合
 - イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- (8) 成果品に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- (9) 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知

り得た情報を一切漏洩してはならない。

1.3 担当課

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号（8階）

長崎市企画政策部広報広聴課（担当 亀本、山下）

電話 095-829-1114

FAX 095-829-1115

E-Mail kouhou@city.nagasaki.lg.jp